

**行政改革推進委員会
平成 26 年度第 1 回会議
会 議 概 要**

- 日 時：平成 26 年 8 月 21 日（木）14：00～15：30
- 場 所：本庁舎 3 階 301 会議室
- 出席者：行政改革推進委員会委員
伊藤委員、西垣委員、橋本委員、田丸委員（委員長）、藤枝委員、
佐藤委員、岡本委員、篠原委員、渡辺委員
事務局
井手之上総務部長、藤崎行政改革推進担当課長、飯島課長補佐、佐藤
古谷政策・自治基本条例担当課長
鈴木人事課長
茂木財政課主査
- 欠席者：平松委員
- 傍聴者：1 人
- 議 事：（1）行政改革プラン（平成 23 年度～平成 25 年度）の実績について
（2）事業仕分けのまとめについて
（3）その他
- 資 料：資料 1 行政改革プラン（平成 23 年度～平成 25 年度）実績報告書
資料 2 事業仕分けのまとめ

概 要

1 開 会

【事務局が開会】

2 諮 問

【事務局が市長から委員長への諮問内容について説明】

3 議 事

（1）行政改革プラン（平成 23 年度～平成 25 年度）の実績について

【事務局の説明の後、質疑等を実施】

委員

- ・ 「公共施設駐車場の有料化についての検討」については、検討を行った結果、公共施設マネジメントが関連するため延期することとしているが、検討の経過について説明してほしい。

事務局

- ・ 公共施設駐車場の利用状況の調査など現状把握を行うとともに、すでに有料化している駐車場は金額が適正か、無料の駐車場は有料にすべきか、といった検討を行った。
- ・ しかし、現在、本市では施設配置適正化に関する検討を進めており、駐車場だけではなく、施設の必要性やあり方から検討を進めているため、公共施設駐車場の有料化の検討については延期することとした。

委員

- ・ 「市税等収納率の向上」について、欄外に取り組み初年度に発生する効果額のみ効果額欄に計上しているとの注釈があるが、この点について詳しく説明してほしい。

事務局

- ・ 行政改革プランの効果額の考え方として、見直しを実施した初めの年度の効果の効果額とすることで整理しており、その旨を注釈に記載した。
- ・ 例えば、平成 23 年度に正規職員を 1 人削減した場合、約 800 万円の削減効果が発生し、後年度も効果が継続するが、効果額としては平成 23 年度のみに計上することとしている。
- ・ 「市税等収納率の向上」についても、「①債権管理のための新たな体制整備」であれば、体制を整備した平成 24 年度に市税等の回収額が増え、その後は年度によって回収額が増減する可能性があるため、取り組み初年度である 24 年度に増額した回収額のみを効果額としている。
- ・ なお、注釈の後半部分は、市税納付推進センターを平成 23 年 10 月に設置したため、23 年度の 6 カ月分と 24 年度の 6 カ月分を合わせて 12 カ月分の効果額とし、2 カ年に渡って効果額を計上しているという趣旨である。

委員

- ・ 「②市税納付推進センターによる納付の呼びかけ」については、実施内容の欄に記載された平成 23 年度の収納額と 23 年度の効果額が異なっているが、理由は何か。

事務局

- ・ 効果額は収納額から市税納付推進センターの運営経費を差し引いた金額としているためである。

委員

- ・ 行政改革プラン全体の 3 カ年の実績及び各事業の実施状況を確認したが、市の行政改革に対する努力が見られ、敬意を表したいと思う。
- ・ 3 カ年の効果額について、当初計画における見込額に対し、実績額が大幅に増えた理由を説明してほしい。

事務局

- ・ 当初計画における効果見込額は約 30 億円、これに対して効果額の実績額は約 72 億円となり、約 42 億円が増加した。
- ・ 増加した主な要因としては、「利用計画のない市有財産の処分」が挙げられる。この事業では、土地の売却により見込まれる収入が非常に大きく、効果額として見込むことが適切ではないと判断し当初計画には計上していなかったが、実績として約 23 億円の収入があったため、効果額が大幅に増加した。
- ・ その他、「病院事業会計の健全な運営」において、指定管理者への運営交付金を計画よりも大幅に削減でき、約 15 億円の効果が得られたことも主な要因の一つである。
- ・ なお、第 2 次行政改革プランにおいては、「利用計画のない市有財産の処分」は、翌年度の効果見込額を計上することとしているため、計画額と実績額との差は小さくなると考えている。

委員

- ・ 当初計画には、行政改革プラン以外の効果を含めた横須賀市全体の現状は財政基本計画における数値目標を使って報告するとあり、具体的な数値目標も掲載されている。実際にプランの取り組みを計画どおり実施した結果、財政基本計画の数値目標にポジティブな影響はあったのか。

事務局

- ・ 財政基本計画における数値目標の達成状況は、市議会第 3 回定例会において決算の認定を受けた上で公表するため、現段階で詳細な状況は説明できないが、行政改革プランにおける取り組みの効果が良い方向に影響を与えていると言うことはできる。

委員

- ・ 行政改革プランが財政基本計画に与えるポジティブな影響についても、報告できるような形を検討してほしい。

委員長

- ・ 委員の指摘のとおり事務局では検討課題としてほしい。

委員

- ・ 「利用計画のない市有財産の処分」については、土地の売却による収入の将来の見通しが立たないため、効果額として計画には計上せず、財政基本計画の数値目標においても加味していないとのことであるが、今後も同様の収入を見込めるものなのか。

事務局

- ・ 行政改革プランでは、土地の売却を効果額（目標額）として計上していないとのことであるが、平成 23 年度から平成 25 年度の財政基本計画では、土地の売却額について具体的な数値目標を掲げていた。
- ・ また、新たに策定した平成 26 年度からの財政基本計画においても土地の売却に関する数値目標を掲げている。
- ・ なお、土地の売却見込額は運よく得られた収入とも考えられるため、財政基本計画では、土地の売却による収入が得られなかった場合についても推計を行い、財政運営に反映しているところである。

委員

- ・ 土地の売却による収入がプラン全体の効果額の 33%を占めているが、土地の売却は、資産を現金に変えているという見方もできるため、効果というより資産が減少していると言えないか。

事務局

- ・ 行政改革プランの効果額は、数値で表せる効果を金額に換算したという仮定で表現しているため、土地の売却による収入も効果額としている。

委員

- ・ 行政改革プランに位置付けた事業には、数値で効果が表わせる事業とそうでない事業があり、表せない事業の多くは第 3 章の市民協働等に関する事業となるが、数値で効果が表わせない事業に関する総括は市としてどのように考えているか。

事務局

- ・ 数値で効果が表わせない事業、例えば第 3 章に位置付けた事業について、大きな括りで総括することは難しい。
- ・ 行政改革プランは個別の事業をまとめたものなので、個別の事業ごとに進ちよく状況等を実績として総括する形としている。
- ・ また、個別事業の進ちよく状況等を踏まえて、行政改革大綱を平成 25 年度に改定しているため、効果が表わせない事業全体の方向性については、大綱の中に盛り込んでいる。

委員

- ・ 数値で効果が表せない事業に関しても、概ね計画どおり実施されているという認識でよいか。

事務局

- ・ そのとおりである。

委員

- ・ 「利用計画のない市有財産の処分」について、例えばどのような土地を売却したのか、事例を教えてください。

事務局

- ・ 売却額が大きかった案件としては、旧市立横須賀高校跡地を複数の不動産業者に売却したものと、横須賀警察署の移転のための用地を神奈川県に売却したものが挙げられる。

委員

- ・ 「補助金等の見直し」の中で見直しを実施した「定住促進事業補助金」については、事業仕分けの対象にもなっているが、この事業の政策効果を市としてどのように考えているか。

事務局

- ・ 「定住促進事業補助金」は、市内在住者であれば、市内に新たに住居を購入した場合、3年間で合計36万円の助成を行っていたものを、1年間で12万円の助成に見直した。
- ・ 市外からの転入促進という面では大きく寄与したとは言えず、また、市外への人口流出の阻止についても効果が低かったという判断により見直しを実施した。

委員

- ・ 「定住促進事業補助金」は、事業仕分けの対象事業の「ファーストマイホーム応援制度」ということでよいか。

事務局

- ・ そのとおりである。

委員

- ・ 自治基本条例の今後の扱いについては、どのように考えているか。

事務局

- ・ 自治基本条例については、条例議案が平成24年度第4回市議会定例会で否決されたため、現時点では引き続き制定に向けた検討を行っている状況である。
- ・ 平成26年度からの第2次実施計画においても条例の制定に向けて検討を行うこととして位置づけている。

委員

- ・ 「利用計画のない市有財産の処分」が効果額の約30%を占めているが、民間企業では土地の売却による収入は事業活動に伴うものではないため、経営努力とは考えない。
- ・ 土地の売却と他の行政改革プランに位置付けた事業では性質が異なるため、進捗管理の上でも分けて説明した方が分かりやすいのではないか。

事務局

- ・ 本市が行政改革に取り組み始めた当初、「利用計画のない市有財産の処分」の効果額の割合は比較的小さく、正規職員の削減など他の事業の方が大きかった。
- ・ しかし、行政改革を推進し、職員数の削減も進んだ現状では、他の取り組みの効果額が小さくなり、「利用計画のない市有財産の処分」の効果額の占める割合が増えていった。
- ・ ご指摘のとおり分かりやすい表現に変えるべき転換期になってきていると感じる。

委員長

- ・ 「利用計画のない市有財産の処分」の効果額の考え方については、今後検討していくこととしたい。

委員

- ・ 「利用計画のない市有財産の処分」の効果額の考え方を見直すという意見に賛成である。
- ・ 例えば学校の統廃合は行政改革の取り組みと考えることができ、統廃合によって生じた土地の売却も、行政改革の取り組みではないとは言えないが、プランの効果額の33%を土地の売却によって運よく得られた収入が占めていると、見方によっては目くらましをしているようにも見える。

委員

- ・ 土地の売却は、市の財政運営にとって非常に重要な要素であるため、行政改革と切り離して考えることは適切ではない。
- ・ そのため、財政基本計画と同様のとらえ方で、計画に効果見込額として計上するか、あるいは実績において別項目で効果額を計上するか、どちらかの対応を検討するべきではないか。

委員長

- ・ 土地の売却は、政策的な判断も伴い、行政改革の重要な要素であるため切り離すことはできないという意見である。
- ・ 行政改革プランは市の財政運営と連動しているため、財政運営にどれほど良い影響を与えたのか、評価、検証することも重要であるという意見があったため、よりいっそう連携を深めて、できるだけ早く行革プランに反映してほしい。

委員

- ・ 土地の売却による収入を計画に効果額として盛り込んだにも関わらず、まったく売れなかった場合は、計画が達成できないこととなる可能性も考慮すべき。

事務局

- ・ 第2次行政改革プランにおいても、「利用計画のない市有財産の処分」を位置付けている。次年度予算に合わせて土地の売却の見込額が把握でき、プラン初年度には効果額として計上しているため、今後は計画額と実績額の差は小さくなる。
- ・ また、2年目以降についても次年度予算と合わせて改定を行う際に、効果見込額として盛り込み、本委員会にも示したいと考えている。

委員長

- ・ 土地の売却の件についても、本委員会の議事録を見ることによって、その内容や議論を確認することが可能である。
- ・ 個別の事業については意見があったが、行政改革プランとしては、概ね計画どおり実施されていることを確認したということによいか。

各委員

- ・ 異議なし

(2) 事業仕分けのまとめについて

【事務局から説明の後、質疑等を実施】

委員

- ・ 事業仕分けの評価結果に基づく今後の対応や平成23年度から25年度までの対応状況を見ると、市民評価委員と仕分け人の評価や意見等を踏まえて、市が改善の努力を行っていることがよく分かる。
- ・ 事業仕分けは、今後実施する予定はあるのか。

事務局

- ・ 現時点では、今後事業仕分けを実施する予定はない。
- ・ これまでも実施してきた事務事業等の総点検を3年から4年ごとに実施することで、セルフチェックを継続して実施していく。

委員

- ・ 事務局としては、事業仕分けについて手法としてどのような評価をしているのか。

事務局

- ・ 一定の成果はあったと考えているが、短い時間の中で事業内容を説明し、評価を行ってもらう手法には、時間的に限界があるという課題もあった。

事務局

- ・ 事業仕分けの結果を市議会等に報告し公表した際に、評価する声もあった一方で、市民や関係団体からの批判も多かった。
- ・ 会場での議論を傍聴した市民からも、地域性を熟知していない仕分け人が評価を行うことに対する批判があり、地域のことを良く知っている人々が見直しを検討すべき、という意見も多かった。
- ・ 市が地域の市民や関係団体等と慎重に調整を進めていた案件について、事業仕分けを実施したことで、反発を招くことになってしまったなど負の効果もあった。
- ・ 事業仕分けを実施したことにより新たな視点の気づきに繋がった面もあるが、こうした課題が多かったため、今後は実施しない予定である。

委員

- ・ 事業仕分けは、当時、国の政権やマスコミの取り上げ方などより、実施することが流行のような状況であった。
- ・ 地元以外の人々の評価を取り入れることも重要なので、実施したこと自体に意義はあったと感じる。

委員長

- ・ その他、事業仕分けについて質問等はあるか。

各委員

- ・ なし

(3) その他

委員

- ・ 広島市では大雨に伴う土砂崩れで甚大な被害が発生している。
- ・ 急傾斜地の多い横須賀市では、以前から斜面を擁壁で固めるなど対応策を進めているが、広島市と同様の大雨が降った場合に対応できるのか。

事務局

- ・ 市では防災に関するマニュアルを作成し、災害が発生した際の各部局の対策を規定するとともに、年に数回、災害を想定して実施訓練を行っている。
- ・ 直近でも、先日の台風の際、深夜に災害対策本部を設置し、関係部長が参集し対策を検討した。

委員

- ・ 小学生の頃に通っていた小学校が大雨による土砂崩れの被害を受けた経験があり、広島市の被害は人ごとではないと感じている。

委員

- ・ 横須賀市でも以前、大雨によって平作川の氾濫や土砂崩れなど大きな被害が発生したことがあり、これを契機に崖地の整備は概ね進んでいる。
- ・ しかし、先日のハイランドの土砂崩れなど法律的に市の整備が行きとどかない私有地もあるため、防災に関するマニュアル等の発生した場合の対応策も重要であるが、予防のための工事なども引き続き進める必要がある。

事務局

- ・ 公的な土地に関して言えば、本市は全国的にも稀にみる規模で予算を投入し、整備を進めている。
- ・ 委員のご指摘のとおり私有地の場合は、市だけでは整備を実施することができないため、課題となっている。

委員長

- ・ 土砂崩れへの対応は、本委員会から意見があったことを担当部局に伝えてほしい。
- ・ その他、事務局から何かあるか。

事務局

- ・ 本委員会の委員構成について、市議会の総務常任委員会において、委員から同じ体制が続いているため、体制を見直したらいかかとの指摘があった。
- ・ 本委員会の設置根拠である行政改革推進委員会条例では、委員構成は、市民、学識経験者並びに経営者団体及び労働者団体の4つの区分で構成することとしている。
- ・ 審議をさせていただいている委員の皆様のご認識もお伺いしたいと考えているため、ご意見等があればお願いしたい。

委員

- ・ 市議会は、具体的にはどのような点を見直すべきと指摘したのか。

事務局

- ・ 市民、学識経験者に加えて、経営者団体から2名、労働者団体から2名という体制が「55年体制」と同じではないか、という指摘を受けた。
- ・ また、団体の代表者を1団体1名として、代表者を選出する団体に多様性を持たせるべきではないか、という意見もあった。

委員

- ・ 学識経験者として選出されている委員は、他の審議会の事例等を踏まえて、どのように感じているか。

委員長

- ・ 学識経験者は行政改革や地方財政等について、経営者団体代表者は市の地域振興や民間企業での手法等について、労働者団体代表者は市の実際の業務について、それぞれ詳しく把握しており、また市民委員からの意見もあるため、現状では、色々な立場から意見が出ており、委員構成に違和感を覚えていない。
- ・ 最終的な判断は市長が行うことなので、意見を本委員会として市に伝えることとしたい。
- ・ 事務局では、他都市の状況を調べたのか。

事務局

- ・ 他都市においても市民、学識経験者、経営者団体、労働者団体が委員となっていることが多い。
- ・ その他、幅広い分野の団体から委員が選出されている例もあり、町内会関係や福祉関係の団体の代表者等が例として挙げられる。

委員

- ・ 本委員会では、これまでも行政改革に関する実質的な審議が行えていると感じているため、現在の委員構成に課題認識はない。
- ・ 新たな分野の委員の候補として、他都市では NPO 法人代表者やソーシャルビジネスの専門家が委員となっている事例も見られている。
- ・ 昨年度、行政改革大綱を改定し、金額の削減から適正化や市民協働という視点に転換しているため、大綱に基づく審議を行うことを踏まえ委員構成を検討してみてもどうか。

委員

- ・ 委員の人数を増やすことを検討しているのか。委員の人数を増やした場合は、支払う委員報酬が増え、行政改革と相反する見直しになるのではないかと。

事務局

- ・ 市の要綱で委員の人数は 15 人以内としているが、増やすことによって一人ひとりの発言機会が減ることが懸念されるため、増やすよりも構成を変えることを検討している。

委員長

- ・ 委員構成については、委員会として意見を集約するものではないため、本日の意見を参考として事務局に検討してほしいと思う。

3 閉 会

委員長

- ・ 事務局から何かあるか。

事務局

- ・ 次回の日程は2月を予定している。

委員長

- ・ 以上をもって、本日の委員会を閉会とする。